

当医院からのご案内

- ◆ 当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。
- **歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ・Ⅱ**
産業界全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。
- **歯科技工所ベースアップ支援料**
当医院では、各種補綴物の製作等を連携する歯科技工所に委託しており、当該歯科技工所（士）の業務を後方から支援しています。
- **電子的歯科診療情報連携体制整備加算**
当医院では、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。また、お会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。
- **明細書発行体制等加算**
個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
なお、必要のない場合にはお申し出ください。
- **歯科訪問診療料の注16に規定する基準**
在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。
- **一般名処方加算1・2**
安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。
- **歯周組織再生誘導手術**
重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜等を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。
- **クラウン・ブリッジ維持管理料**
装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□ CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

CAD／CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

□ 口腔機能実地指導料

口腔機能の低下、もしくは発達が芳しくない患者さんに対して、的確な指導等を行うための所定の研修を受講した歯科衛生士がおり、口腔機能に係る指導等を行うための体制を整備しています。

□ 3次元プリント有床義歯

当医院では、補綴治療に係る専門知識と経験を有する歯科医師がおり、患者さんのご希望に応じて、歯科技工所（士）と連携のもと、専用の装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）等を活用して義歯（取り外しできる入れ歯）を製作しています。

一般社団法人尼崎市歯科医師会 尼崎口腔衛生センター 管理者（院長）：松田 哲一

当医院からのご案内

- ◆ 当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□ 歯科診療特別対応連携加算

安心で安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・ 自動体外式除細動器 (AED)
- ・ 経皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)
- ・ 酸素 (人工呼吸・酸素吸入用のもの)
- ・ 救急蘇生セット

また、緊急時に円滑な対応ができるよう、他の医科医療機関及び歯科医療機関と連携しています。

連携先医療機関名 (病院等含む) : 兵庫県立尼崎総合医療センター

電 話 番 号 : 06-6480-7000

一般社団法人尼崎市歯科医師会 尼崎口腔衛生センター 管理者 (院長) : 松田 哲一

当医院からのご案内

- 当医院は保険医療機関です。

- 個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

- 通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。

- 診療の順番に関するお知らせ

当医院では、原則としてご予約・受付した順番で診療いたしますが、診療の内容によっては、順番を調整する場合がございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 新しい義歯(取り外しできる入れ歯)を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、特別な場合を除いて、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

- 当医院では診療情報の文書提供に努めています。

- ◆ 当医院では、下記の保険外併用療養費を取り扱っています。

- お子様(16歳未満)のう蝕の指導管理とフッ素塗布等を行っています。

フッ化物の塗布 2,000 円(税別・健診料を含む)

- 先発医薬品の処方をご希望された場合の自己負担の仕組みについて

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

一般社団法人尼崎市歯科医師会 尼崎口腔衛生センター 管理者(院長): 松田 哲一

お知らせ

当センターでは歯科医療に係る医療安全管理対策について、
下記の通り取り組んでいます。

●医療安全管理、院内感染対策、医薬品業務手順書、医療安全対策に係わる指針等の策定

●医療安全対策に係わる研修の受講ならびに従業者への研修の実施

●安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。

設置装置：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置

●医療機器の洗浄・滅菌を徹底するなど、院内感染防止策を講じています。

設置機器：オートクレーブ、消毒器、感染防止用ユニット

●緊急時に対応できるよう、医科医療機関と連携しています。

連携医療機関名：兵庫県立尼崎総合医療センター

電話番号：06-6480-7000

●当センターは、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来環境体制加算」を算定しています。

医療安全対策について、ご不明な点がございましたら、管理歯科医師までおたずねください。

管理歯科医師